

令和4年7月6日時点

熱中症対策行動計画（令和4年度改定）に基づく令和4年夏の熱中症に関する政府の取組状況

熱中症対策行動計画	熱中症対策行動計画に基づく政府の具体的取組	資料2-2 ページ
はじめに 第1. 熱中症の現状 第2. 目標		
第3. 重点対策 1. 重点対象分野		
(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化	<p>＜具体的施策＞</p> <p>ア. 高齢者や子ども、障害者等の「熱中症弱者」に対する熱中症対策</p> <p>○高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめたリーフレット等の資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【厚、経、環】 ＜令和4年6月：高齢者向けリーフレットを改訂＞ ・ 薬局やドラッグストア等における、高齢者を中心とした来訪者への熱中症予防のための声かけについて、一般社団法人日本保険薬局協会他2団体へ協力を依頼。【厚、経、環】 ＜令和4年6月1日：上記3団体宛に協力依頼事務連絡を発出＞ 	P2 P7
	<p>○高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域作りを目指し、地方公共団体の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域モデル事業において、高齢者への熱中症対策を推進する地方公共団体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】 ・ 昨年度に引き続き、消防本部から提供いただいた熱中症予防啓発の取組事例を「熱中症予防啓発取組事例集」としてとりまとめ、公表予定。【消】 ・ 熱中症予防対策の推進について、孤独・孤立対策推進会議を通じて、環境省と 	P3 P4 P5

		連携。熱中症予防対策を含め、孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定。【内官】	
	○防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする情報伝達手段を活用した情報提供について、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣や各種会議等を通じて地方公共団体へ周知。【消】 ＜令和5年2月末までに50団体で実施（予定）：災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議＞ ・ 熱中症警戒アラートが発表された情報がテレビ、防災無線、SNS等の様々な情報伝達手段を通じて発信されることを普及啓発リーフレットを通じて、地方公共団体へ周知。【環】 	P6 P12
	○地方公共団体の見守り活動、ゴミ出し支援等の行政サービスや、地域の事業者とも連携した、熱中症弱者への見守り・声かけ活動を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域モデル事業において、高齢者への熱中症対策を推進する地方公共団体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】【再掲】 ・ 熱中症予防対策の推進について、孤独・孤立対策推進会議を通じて、環境省と連携。熱中症予防対策を含め、孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定。【内官】【再掲】 ・ 薬局やドラッグストア等における、高齢者を中心とした来訪者への熱中症予防のための声かけについて、一般社団法人日本保険薬局協会他2団体へ協力を依頼。【厚、経、環】【再掲】 ＜令和4年6月1日：上記3団体宛に協力依頼事務連絡を発出＞ 	P3 P5 P7
	○エアコン利用の有効性の周知を図り、また、エアコンの普及促進についても取組を進めていく。特に今夏は暑くなり、熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であることについて、特に高齢者に対する周知を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【厚、経、環】【再掲】 ＜令和4年6月：高齢者向けリーフレットを改訂＞ ・ サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業実施【環】 ・ 薬局やドラッグストア等における、高齢者を中心とした来訪者への熱中症予防 	P2 P8 P7

		<p>のための声かけについて、一般社団法人日本保険薬局協会他2団体へ協力を依頼。【厚、経、環】【再掲】</p> <p><令和4年6月1日：上記3団体宛に協力依頼事務連絡を发出></p>	
	<p>○障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性（※）に応じた熱中症対策をまとめた障害者向けの熱中症予防リーフレットを活用した周知。【厚】 （※）手足・体幹に障害のある方、視覚障害のある方、知的・発達障害の方、夏場の外出（暑さ）に慣れていない方、介助者や周囲の方へのお願い 	P10
	<p>○災害等による停電やエアコンの故障等によりエアコンが適切に使用できない場合に備えた対応について、地域において関係者が連携し、協力できる体制づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症環境保健マニュアル2022に 6. 自然災害時の注意事項 冷房機器が使用できない避難所での対策を記載。【環】 ・ 地域モデル事業において、災害等による停電やエアコンの故障等によりエアコンが適切に使用できない場合に備えた対応について、地域において関係者が連携し、協力できる体制づくりの推進を支援。【環】 	P11 P3
	<p>イ. ワンボイスでの普及啓発及び情報伝達による熱中症対策</p> <p>○熱中症についての関係府省庁がもつ基礎的な知識や予防法等をまとめた、国民向けの統一的なマニュアルやポスター・リーフレット等の予防啓発コンテンツの作成・配布を行い、各省庁の様々なルートやツール等を活用して情報提供することで、ワンボイスでの熱中症予防に対する注意喚起を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府において統一したワンボイスでの熱中症に対する注意喚起として、関係府省庁の統一的なリーフレットの作成、関係府省庁のルートを活用した周知。【関係府省庁】 <令和4年6月：リーフレット改訂> <令和4年6月1日：各都道府県知事宛に協力依頼を发出> ・ 熱中症警戒アラートが発表された情報がテレビ、防災無線、SNS等の様々な情報伝達手段を通じて発信されることを普及啓発リーフレットを通じて、地方公共団体へ周知。【環】【再掲】 	P12 P12
	<p>○政府一体となった熱中症関連情報の提供に向けて、関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省熱中症予防情報サイトで関係府省庁の熱中症関連の取組を紹介。【環】 <令和3年の熱中症予防情報サイトアクセス件数：約4,400万件> ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】 	P13 P13

	<p>○人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように助けるナッジの活用を含めた啓発方法等を検討し、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防行動の促進につき、ナッジの効果を検証するための実証を令和3年夏に実施し、効果的な啓発方法の検討を実施。【環】 	P14
<p>(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進</p>	<p>ア. 学校現場における熱中症対策 ○学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう政府において作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を教職員、学校医等といった学校保健に従事する教育関係者に対して周知し一層の活用を促すとともに、関係機関とも連携し、熱中症対策についての普及啓発を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文、環】 <令和3年5月28日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表> <令和3年6月9日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年2月3日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年4月28日：熱中症事故の防止について（依頼）の発出> 	P15
	<p>○学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。また、学校現場外においても学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者への周知の徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症事故の防止について適切に対応することを全国の教育委員会へ依頼。【文】 <令和4年4月28日：「熱中症事故の防止について（依頼）」の発出> 屋外運動場に限らず、プールや屋内の体育館等も含め、体育の授業の際にマスクの着用が必要はないことについて、全国の教育委員会へ改めて通知。【ス】 <令和4年5月24日：「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を発出> 熱中症事故の防止について適切に対応することを全国の大学へ依頼。【ス】 <令和4年6月1日：「熱中症事故の防止について（依頼）」を発出> 	P16 P17 P19
	<p>○学校安全ポータルサイトにおいて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全ポータルサイトや教職員、教育委員会関係者が登録している文科省メールマガジンにて注意喚起。【文】 	P16

	<p>○公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援する。また、夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。【文】 <令和2年9月時点の公立小中学校等の普通教室への空調設備設置率：93.0%> 夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫や留意点について、学校施設整備指針や事例集等を通じて周知。【文】 	<p>P19</p> <p>P19</p>
	<p>イ. 職場における熱中症対策</p> <p>○職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に周知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。</p> <p>○令和4年は緊急時の対応体制の整備、暑熱非順化者の把握、WBGT値の実測に重点を置き、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を推進する。</p> <p>○職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防の知見や現場での取組、労働衛生教育を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレット等にもまとめ、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日から9月30日）を通じて、事業者や労働者に対し通知。【厚】 職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトにおいて、オンライン講習動画及び好事例を公開。【厚】 	<p>P20</p> <p>P21</p>
	<p>ウ. 農業現場における熱中症対策</p> <p>○農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や熱中症予防強化キャンペーン期間を中心に、農業者や農業法人等に対して、都道府県、関係団体を通じて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農作業が本格化するGWの前と熱中症が急増する7月に先立ち、熱中症対策の徹底を呼びかける事務連絡を都道府県等に発出。併せて同時期にメールマガジンやFacebook等様々な媒体を通じて、農業者や農業法人に対してピンポイントの注意喚起を実施。また、令和3年度に育成した「農作業安全に係る指導者」のうち約2,800名に対しても、熱中症対策の徹底、地域での農業者への啓発を呼びかけ。【農】 	<p>P22</p>

	<p>注意喚起や予防法を周知することとし、多くの割合を占める高齢農業者に対しては、より一層の熱中症対策の周知を図る。</p> <p>○農林水産省が運営する「MAFFアプリ」を活用し、熱中症警戒アラートの発信情報を農業者等に対して、プッシュ式で提供する。</p> <p>○メールマガジンやFacebook等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供する。</p>	<p><令和4年4月27日：(事務連絡) 農作業中の熱中症対策について> <令和4年6月23日：(事務連絡) 農作業中の熱中症対策の更なる徹底について>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート発出時の適切な対応について、「熱中症警戒アラート」の通知機能を備えている「MAFFアプリ」の活用を様々な媒体等を通じて農業者等へ周知。【農】 ・ 熱中症対策アイテムの現場での活用に向けて、令和4年2月に取りまとめた「熱中症対策アイテム集」について様々な媒体等を通じて、農業者等へ周知。これを受け、農協系統において今夏より一部の取扱を開始。【農】 	<p>P23</p> <p>P23</p>
	<p>エ. スポーツ施設における熱中症対策</p> <p>○スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けて周知を図るとともに、各協議会、研修等で注意喚起を実施する。</p> <p>○SNS等を通して、スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して注意喚起を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連するガイドブック名やホームページURLを掲載し、熱中症事故防止のため適切な措置を講ずるよう、都道府県・指定都市スポーツ施設主管課等へ通知、事務連絡にて周知。【ス】 <p><令和4年5月31日「社会体育施設における熱中症事故の防止について（依頼）」を発出> <令和4年5月31日：「熱中症事故の防止について（依頼）」を発出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNSを利用し、熱中症の注意喚起を実施。【ス】 	<p>P24</p> <p>P24</p>

	<p>オ. イベント時の熱中症対策 ○夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く配布するとともに、ホームページ上で公開し、イベント主催者に活用を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季にイベントを開催する主催者等のための熱中症対策に関する「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」策定。【環】 <平成30年3月：ガイドライン策定、平成31年3月及び令和2年3月：ガイドライン改訂> 	<p>P25</p>
	<p>○ホームページ等を通じて、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を多言語により発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド」(16言語)を、ホームページに掲載中【消】 ・ 熱中症予防・対処方法を示した多言語のリーフレットを作成し、ホームページに掲載、関係機関に周知。【厚】 ・ 観光庁と厚生労働省が連携して一元化した、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を日本政府観光局(JNTO)のHP等で発信。【観、厚】 ・ 訪日外国人のための熱中症についてのリーフレットをホームページに掲載。【環】 	<p>P26</p> <p>P28</p> <p>P27</p> <p>P29</p>

	<p>○災害時情報提供アプリ「Safety tips」(14か国語)において、熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」において、熱中症情報等の災害情報をプッシュ型で通知出来る他、対応フローチャートやコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を掲載。【観】 	<p>P30</p>
	<p>○熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド(16か国語)を、消防庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」(15言語)を、全国の消防本部へ導入することを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「訪日外国人のための救急車利用ガイド」(16言語)等を、ホームページに掲載中【消】【再掲】 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うため開発された、救急現場で使用頻度が高い会話の内容を15言語で46の定型文として登録した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入状況等をホームページ等で周知【消】 <令和4年1月1日現在、724消防本部中671本部が使用(92.7%)> 	<p>P26 P26</p>

	<p>カ. 災害時の避難所での被災者・支援者における熱中症対策</p> <p>○災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集・分析・評価し、効果的な対策手法について検討し、対応マニュアル等の作成やリーフレット等での普及啓発等を行う。</p> <p>○災害発生前及び災害発生時に、事務連絡を発すること等により、熱中症予防の周知を関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足による停電によりエアコンが使用できない場合等に備えた対応についても関係機関へ適切に周知する。</p> <p>○災害時に避難所となる体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。(予定)【環、内、消、厚】 <令和4年6月：リーフレット公表> <令和4年6月30日：地方公共団体へ周知依頼の事務連絡を発出> ・ 災害が発生した場合に事務連絡を発出すること等により、関係する地方公共団体等に熱中症予防の周知を依頼。【厚】 ・ 令和3年7～9月に大雨・台風に被災した地域に対して、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡をそれぞれの被災県に発出。【環】 ・ 災害救助法が適用された都道府県に、避難所の生活環境の整備等について通知を発出し、熱中症対策に関するリーフレットを周知。(予定)【内】 ・ 公立学校施設について、避難所としての防災機能強化を図るため、断熱性が確保されている体育館への空調設備の設置を支援。【文】【再掲】 <令和2年9月時点の公立小中学校等の体育館への空調設備設置率：9.0%> ・ 事務連絡にて、学校体育館の空調設備の導入に活用可能な国の支援制度について、都道府県消防防災主管部局、都道府県教育委員会へ周知。【文】 <令和4年6月3日：事務連絡「防災・減災、国土強靱化に関する取組の促進について [学校体育館の空調設備の導入促進]」を内閣官房、内閣府、消防庁、文部科学省の連名で発出> ・ サブスクリプションを活用したエアコンの普及促進事業にて、高齢者宅や災害時に避難所となる体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進。【環】 	<p>P31</p> <p>P31</p> <p>P32</p> <p>P32</p> <p>P19</p> <p>P33</p> <p>P34</p>
--	---	--	--

<p>(3) 地方公共団体による熱中症対策の取組強化</p>	<p>＜具体的施策＞ ア. 地方公共団体における熱中症対策のための庁内連携強化 ○地方公共団体においては、熱中症を担当する部局が複数にまたがり、統一的な熱中症対策がとられていないことから、地方公共団体の各部局に対して、他部局と連携した熱中症対策をとるよう働きかけを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防対策の協力を地方公共団体に協力依頼する際に、庁内の関係部局が連携・協力して取り組んで行くよう、関係省庁連名で依頼。【関係府省庁】 ＜令和4年4月27日：「熱中症警戒アラート」及び「熱中症予防強化キャンペーン」について（協力依頼）の発出＞ ・ 事務連絡「ワクチン接種会場における熱中症予防対策の推進について」にて、ワクチン接種と熱中症対策を担当する部署が連携して実施するよう周知。【環、厚】 ＜令和4年6月21日：事務連絡発出＞ ・ 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】 	<p>P35</p> <p>P3</p>
	<p>イ. 熱中症警戒アラートの効果的な活用の促進 ○熱中症警戒アラートについては、まだ多くの地方公共団体において十分な活用がなされていないことから、地方公共団体の各部局に対して、熱中症警戒アラートを庁内関係部局が連携して活用できるよう働きかけを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地の气象台において、地方公共団体等関係機関への説明会などの機会を捉え熱中症警戒アラートに関する周知・啓発を実施。【気】 ・ 「熱中症警戒アラート」発表時の関係団体、住民等における熱中症予防対策の一層の強化に向けた取組への協力を、関係省庁連名で都道府県に依頼【関係府省庁】 ＜令和4年4月27日：「熱中症警戒アラート」及び「熱中症予防強化キャンペーン」について（協力依頼）の発出＞ ・ 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】【再掲】 	<p>P40</p> <p>P3</p>

	<p>ウ. 優れた熱中症対策の取組の共有</p> <p>○熱中症対策に係る地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などについて先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成するなどにより、優れた取組の全国展開を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】【再掲】 	P3
<p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立</p>	<p><具体的施策></p> <p>新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」における熱中症予防の周知</p> <p>○マスクの着用と熱中症の関係を含む「新しい生活様式」における熱中症予防行動について、リーフレットを作成し、ホームページ等を通じて周知する。特に令和4年度については、令和3年度に得られた新しい知見を随時盛り込みつつ、適切なマスク着用方法を推進するなど、普及啓発をさらに強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋外におけるマスク着用事例を充実させた「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防」に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環、厚】 <令和4年6月：リーフレット公表（報道関係者に周知）> <令和4年6月21日：地方公共団体へ周知依頼の事務連絡を発出> 厚生労働省ホームページに<新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防のポイント>を掲載。【厚】 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNS を利用し、熱中症の注意喚起を実施。【厚、ス】 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場における熱中症対策について、留意点をまとめた事務連絡を関係府省庁のルートを活用した周知。【環、厚】 <令和4年6月21日：地方公共団体へ周知依頼の事務連絡を発出> 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNS を利用し、熱中症の注意喚起を実施。【ス】【再掲】 	<p>P36</p> <p>P37</p> <p>P37</p> <p>P36</p> <p>P24</p>
	<p>○学校生活・スポーツ時におけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症事故の防止について適切に対応することを全国の教育委員会へ依頼。 	P16

	<p>る新型コロナウイルス感染症の感染予防と熱中症予防について、関係機関の協力も得ながら、周知する。</p>	<p>【文】【再掲】 <令和4年4月28日：「熱中症事故の防止について（依頼）」の発出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外運動場に限らず、プールや屋内の体育館等も含め、体育の授業の際にマスクの着用が必要はないことについて、全国の教育委員会へ改めて通知。【ス】【再掲】 <令和4年5月24日：学校生活における児童生徒等のマスクの着用について> ・ 関連するガイドブック名やホームページURLを掲載し、熱中症事故防止のため適切な措置を講ずるよう、都道府県・指定都市スポーツ施設主管課等へ通知、事務連絡にて周知。【ス】【再掲】 <令和4年5月31日「社会体育施設における熱中症事故の防止について（依頼）」を発出> <令和4年5月31日「熱中症事故の防止について（依頼）」を発出> ・ 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNS を利用し、熱中症の注意喚起を実施。【ス】【再掲】 ・ 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文、環】【再掲】 <令和3年5月28日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表> <令和3年6月9日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年2月3日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年4月28日：熱中症事故の防止について（依頼）の発出> 	<p>P17</p> <p>P24</p> <p>P24</p> <p>P15</p>
	<p>○新型コロナウイルス感染症予防策と熱中症の関係について、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策における新たな課題への対応の検討等に係るWG開催。【環】 	<p>P38</p>

	『新しい生活様式』に即した熱中症のリスクの評価や、診断・予防・治療法確立のための研究調査分析を行う。	<p><第1回：令和3年7月9日、第2回：令和3年11月29日)></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の厚生労働科学研究費補助金にて、マスク着用下での熱中症の予防法及び初期診療等を研究：『新しい生活様式』に即した環境因子の変化に伴う熱中症発症因子の検討。【厚】 <p><令和4年度においてはコロナ禍における熱中症治療・予防における新規エビデンスの集積に係る研究を実施></p>	P37
(5) 顕著な高温の発生に備えた対応	<p><具体的施策></p> <p>地域において関係機関が認識すべき課題及び取り得るべき対策の整理</p> <p>○対応すべき関係機関の整理、連携・事前計画策定の方向性、暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な高温の発生に備え、必要な対策を整理、準備するために、世界各地で発生した熱波や各国の熱中症対策について取りまとめる。【環】 	P39
第3. 重点対策			
2. 連携の強化			
(1) 地域における連携強化	<p>ア. 地域での「熱中症警戒アラート」等を活用した対策の推進</p> <p>○3. イの熱中症警戒アラート等を有効に活用し、地方公共団体から地域住民への適時・的確な情報の発信と伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、そのための地方公共団体向け説明会等を実施する。</p> <p>○全国の地方公共団体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地の气象台において、地方公共団体等関係機関への説明会などの機会を捉え熱中症警戒アラートに関する周知・啓発を実施。【気】【再掲】 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】【再掲】 	<p>P40</p> <p>P3</p>

	<p>とともに、その取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。</p>		
	<p>イ. 地域の団体や民間企業と連携した見守り・声かけ等の取組の推進 ○地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業との連携した対応を行える体制・場（プラットフォーム）の整備を促す。 ○高齢者、障害者、子ども等の熱中症弱者に対する地域の団体や民間企業と連携した声かけや見守りなどの取組を推進する。 ○打ち水等をはじめとした熱中症対策に関係する地域のイベント等を活用して見守り・声かけがしやすい地域づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】【再掲】 ・ 熱中症予防対策の推進について、孤独・孤立対策推進会議を通じて、環境省と連携。熱中症予防対策を含め、孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定。【内官】【再掲】 ・ 厚生労働省内の熱中症対策担当部局連名で「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」を発出し、高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対して、周囲の見守り、呼びかけ等について関係機関を通じて依頼【厚】 <令和4年5月18日：事務連絡発出>※7月にも周知する予定 	<p>P3</p> <p>P5</p> <p>P9</p>
	<p>ウ. 地域における取組の先行優良事例の普及拡大 ○地域の総合的な熱中症対策の推進を後押し、それらの先行優良事例の知見やノウハウの蓄積・共有などの支援を行い、ロールモデルを形成する。 ○各々の地域の実情や社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイダンスをとりまとめ、広く提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部から提供いただいた熱中症予防啓発の取組事例を「熱中症予防啓発取組事例集」として取りまとめ、公表。【消】 ・ 地域モデル事業において、地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などの先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成し、地方公共団体における熱中症対策の推進を図る。【環】【再掲】 ・ 地方公共団体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムをオンライン開催（応募者数は1,600人以上）。（令和4年7月7日）【環】 	<p>P4</p> <p>P3</p> <p>P41</p>

	○「熱中症対策シンポジウム」等の研修会、講習会を地方公共団体等に向けて実施する。		
	エ. 救急業務・医療現場における熱中症対策の支援 ○熱中症傷病者に対する適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。 ○熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページを通じて周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格的な熱中症シーズンに向け、各地域の消防職団員においても熱中症予防対策の強化を図るよう通知を发出。【消】 <令和4年5月18日：消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について> ・ 新たな熱中症予防啓発コンテンツを作成し、都道府県を通じ、全国の消防本部に対して、新たなコンテンツ等も活用して積極的に熱中症の予防啓発を実施するよう求める事務連絡を发出。【消】 ・ 熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載して周知。【厚】 	<p>P42</p> <p>P42</p> <p>P43</p>
	オ. 地域の民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、日よけ等の整備の推進 ○民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、公共施設等における日よけ等の整備を推進する。 ○人が感じる暑さについての科学的な情報や緑化技術やミストの設置等の効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策に関する施策として、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」等を実施。【国】 ・ 「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進。【環】 	<p>P45</p> <p> </p> <p>P44</p>
(2) 産業界との連携強化	○3. アの熱中症予防強化キャンペーン等を実施し、その際、業界団体等へ熱中症予防について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府において統一したワンボイスでの熱中症に対する注意喚起として、関係府省庁の統一的なリーフレットの作成、関係府省庁のルートを活用した周知。【関】 	P12

	の普及啓発、商品開発等に対するさらなる協力を依頼する。	係府省庁】【再掲】	
	○適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数（WBGT）計の利用を促進するため、認知度向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】 	<p>P13</p> <p>P47</p>
	○特に高齢者を対象とした、熱中症予防に資する家庭用機器の普及を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【厚、経、環】【再掲】 <p><令和4年6月：高齢者向けリーフレットを改訂></p>	P2
	○「健康のため水を飲もう」推進運動の支援を実施し、推進委員会の活動について厚生労働省ホームページを通じて情報発信する。	<ul style="list-style-type: none"> 「健康のため水を飲もう」推進委員会（※）作成の令和4年度ポスターの情報を厚生労働省ホームページで発信。【厚】 <p>（※）2007年に発足した民間の団体で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。</p>	P48
	○熱中症対策の取組に積極的な民間企業を募り、地方公共団体や地方の団体とのマッチングの場を設定するなど連携を促進し、熱中症関連ビジネスの推進につなげる。		
	○民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。		
	○エアコンについては、IoTを活用した製品や操作が簡単なリモコンが市販されていることを踏まえつつ、シーズン前の早期の点検や試運転、適切な室温管理などの使用方法、の積極的な普	<ul style="list-style-type: none"> 夏本番前のエアコンの早期点検や試運転の呼びかけについて、ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【経、環】 <p><令和4年4月：試運転の日周知></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業団体や民間企業と連携し、シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の取 	<p>P49</p> <p>P49</p>

	及啓発を行うと同時に、業界団体や民間企業にも積極的な広報活動を依頼する。	組を推進。【経】	
	○民間の力によるサブスクリプションを活用して、高齢者等の個人世帯や災害時に避難所として使用される公共施設等において、再生可能エネルギー等の活用や特に寒冷地におけるヒートポンプの活用といった脱炭素の観点も組み入れながら、エアコンの普及促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブスクリプションを活用したエアコンの普及促進事業にて、高齢者宅や災害時に避難所となる体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進。【環】【再掲】 	P34
第3. 重点対策			
3. 広報及び情報発信の強化			
	ア. 熱中症予防強化キャンペーンの実施 ○令和4年度においても、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼び掛けを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。期間内では、大まかに次のようなテーマ設定を行う。特に、梅雨明け後に厳しい暑さが続く時期は熱中症発症リスクが高いことが知られており、令和3年度は梅雨明けの時期に適切な熱中症予防行動を取っていただくよう、梅雨明け前の時期に環境省と気象庁におい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅雨明けの時期に適切な熱中症予防行動を取っていただくよう、環境省と気象庁において共同で記者向け説明会を実施。(令和4年6月21日)【環、気】 ・ 広い範囲で梅雨が明けたタイミングで、熱中症予防対策を呼び掛ける報道発表を気象庁において実施(令和4年6月27日)。【気】 ・ 消防庁ホームページ等を通じて予防啓発コンテンツ(ポスター、ビデオ、イラスト、音声メッセージ、リーフレット、Twitter)を継続的に提供。【消】 ・ 熱中症警戒アラート発表時の熱中症予防行動を取りまとめたリーフレット・ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知、地方公共団体等への配布。(令和3年3月)【環、気】 ・ 熱中症警戒アラートの全国での運用(令和3年4月28日～10月27日)。【環、気】 <アラート発表日数合計:75日> 	P41 P41 P51 P51 P41

	<p>て連携して周知を行った。令和4年度も引き続き、梅雨明け後の対策に向けた熱中症の普及啓発を行う。</p> <p>4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ</p> <p>7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起</p> <p>8月 全般的な熱中症対策を呼びかけ</p> <p>9月 残暑や災害時における熱中症の注意喚起</p> <p>○当該キャンペーンとしては国民、学校や職場等の各管理者、地方公共団体、業界団体、企業等に対して、関係府省庁が従来の個別の取組から連携を強化し、高齢者等のいわゆる熱中症弱者を主な対象として、熱中症警戒アラート発表時の予防行動を重点的に、共通事項についてはワンボイスで、各種のガイドライン、リーフレット等による普及啓発や、ホームページ、SNS、アプリ、通知等による注意喚起、イベントの開催等を行う。</p> <p>○マイボトル用給水器等を活用し、こまめな水分補給を促すための周知を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】【再掲】 ・ 夏本番前のエアコンの早期点検や試運転の呼びかけについて、ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【経、環】【再掲】 <令和4年4月：試運転の日周知> ・ アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）などの観測情報を提供。【気】 ・ 熱中症警戒アラートのほか、2週間気温予報、高温に関する早期天候情報、天気分布予報（気温、最高・最低気温）などの予測情報を提供。【気】 ・ 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文、環】【再掲】 <令和3年5月28日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表> <令和3年6月9日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年2月3日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年4月28日：「熱中症事故の防止について（依頼）」の発出> ・ 政府広報（テレビ、インターネット、SNS、雑誌等）において、熱中症予防対策や熱中症警戒アラート全国展開についての情報を周知。（令和3年4月～7 	<p>P13</p> <p>P47</p> <p>P49</p> <p>P40</p> <p>P40</p> <p>P15</p> <p>P52</p>
--	---	---	--

		<p>月)【環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムをオンライン開催（参加者数は 600 人以上）。(令和 3 年 6 月 25 日)【環】【再掲】 ・ 都市部のヒートアイランド現象などの長期変化傾向を把握するための基礎資料について 2020 年までの観測データで更新・提供（令和 3 年 6 月 30 日）。【気】 ・ 熱中症や暑さへの警戒について、気象庁 Twitter で呼び掛けるとともに、環境省 Twitter をリツイートすることで連携して呼び掛け。【気・環】 ・ 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。(予定)【環、内、消、厚】【再掲】 <令和 3 年 3 月：リーフレット公表> <令和 3 年 6 月 23 日：地方公共団体へ周知依頼の事務連絡を发出> ・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【厚、経、環】【再掲】 <令和 4 年 6 月：高齢者向けリーフレット改訂> ・ 政府において統一したワンボイスでの熱中症に対する注意喚起として、関係府省庁の統一的なリーフレットの作成、関係府省庁のルートを活用した周知。【関係府省庁】【再掲】 ・ 令和 3 年 7～9 月に大雨・台風に被災した地域に対して、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡をそれぞれの被災県に发出。【環】【再掲】 	<p>P41</p> <p>P53</p> <p>P54</p> <p>P31</p> <p>P2</p> <p>P12</p> <p>P32</p>
	<p>イ. 熱中症警戒アラートの更なる活用 ○令和 3 年より全国で運用を開始している「熱中症警戒アラ-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラートの全国での運用（令和 3 年 4 月 28 日～10 月 27 日）。【環、気】【再掲】 <アラート発表日数合計：75 日> 	<p>P41</p>

	ト」を令和3年度から全国展開し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される日について、国民の暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す。		
	○環境省熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省 MAFF アプリ、観光庁監修 Safety tips、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映等の様々な各種ルート、ツールを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート発出時の適切な対応について、「熱中症警戒アラート」の通知機能を備えている「MAFF アプリ」の活用を様々な媒体等を通じて農業者等へ周知。【農】 ・ 外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」において、熱中症情報等の災害情報をプッシュ型で通知出来る他、対応フローチャートやコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を掲載。【観】【再掲】 ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】【再掲】 	<p>P23</p> <p>P30</p> <p>P13</p> <p>P47</p>
	○特に高齢者や農業従事者に対しては、関係府省庁が連携して、熱中症警戒アラートをはじめ熱中症に関する情報のより一層の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務連絡により、高齢者を含む農業者が熱中症リスクの高い日であるとの情報が得られるように、以下の取組を関係機関に働きかけ。【農】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 熱中症警戒アラートが通知される「MAFF アプリ」の活用及びテレビやラジオの気象情報からの情報入手について農業者への働きかけ ➤ 熱中症リスクの高い日における、防災行政無線、有線放送等を活用した注意喚起 ・ 薬局やドラッグストア等における、高齢者を中心とした来訪者への熱中症予防のための声かけについて、一般社団法人日本保険薬局協会他2団体へ協力を依頼。【厚、経、環】【再掲】 <p><令和4年6月1日：上記3団体宛に協力依頼事務連絡を发出></p>	<p>P55</p> <p>P7</p>

	<p>ウ. 暑さ指数 (WBGT) 及び気温の観測・予測情報等の提供</p> <p>○「熱中症警戒アラート」や暑さ指数について、データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討する。</p> <p>○全国 840 地点の暑さ指数 (WBGT) を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日～翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数 (WBGT) の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑さ指数 (WBGT) 数値データの提供、アスファルト舗装の上等の実生活の場や地面との距離が近い子どもや車いす利用者を想定した暑さ指数 (WBGT) 参考値の提供など、地方公共団体による住民への熱中症予防情報提供の元となる情報を、ホームページ等を通じて発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会を年 2 回開催し、「熱中症警戒アラート」や暑さ指数について、データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討。【環】 ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数 (WBGT) の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数 (WBGT) の情報提供。【環】【再掲】 	<p>P56</p> <p>P13</p> <p>P47</p>
	<p>○高温に関する早期天候情報等、時間を追って段階的に発表する熱中症対策向けの気象情報を通じて注意喚起を実施するとともに、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布 (最新の気温等の分布) 等を逐次提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメダスの気温の観測データ、推計気象分布 (最新の気温等の分布) などの観測情報を提供。【気】【再掲】 ・ 熱中症警戒アラートのほか、2 週間気温予報、高温に関する早期天候情報、天気分布予報 (気温、最高・最低気温) などの予測情報を提供。【気】【再掲】 ・ 都市部のヒートアイランド現象などの長期変化傾向を把握するための基礎資料について 2020 年までの観測データで更新・提供 (令和 3 年 6 月 30 日)。【気】【再掲】 	<p>P40</p> <p>P40</p> <p>P53</p>

第4. 基盤となる取組			
1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供			
	○夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。	<ul style="list-style-type: none"> 夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果について、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の確定値等をホームページ上で情報提供（今期は4月25日の週から10月2日まで実施予定）。【消】 ＜令和3年の熱中症による救急搬送人員数：47,877人＞ 熱中症警戒アラートの活用状況等のアンケート調査を実施（令和3年9月下旬～11月中旬）。 -一般向け、地方公共団体向け【環・気】 -教育委員会向け【環・気・文】 -高齢者・障害者施設団体向け【環・気・厚】 -農業団体向け【環・気・農】 -建設業団体向け【環・気・国】 東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】 ＜令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人＞ 	P57 P58 P61 P62
	○人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。【厚】 ＜令和3年の熱中症による死亡者数：750人＞ 注：令和3年の死亡者数は概数である。 	P63
	○学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理下における熱中症事故件数について独立行政法人日本スポーツ振興センターより提供を受け、事故件数の減少に向けて通知等で周知。【文】 	P64
	○職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、	<ul style="list-style-type: none"> 直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ公表。【厚】 	P65

	公表する。	<令和3年の熱中症による死傷者数：561人（確定値）>	
	○農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、公表する。	・厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を用いて、農林水産省において農作業死亡事故を熱中症を含めた要因別等に整理して公表。【農】 <令和2年の農作業中の熱中症による死亡事故数：32人>	P66
第4. 基盤となる取組			
2. 調査研究等の推進			
	○国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理を実施する。	・次期気候変動影響評価報告書の作成に向けて、気候変動と暑熱等に関する科学的知見の収集・整理方針を検討。【環】	P67
	○熱中症の発生機序や原因に関する科学的知見（エビデンス）の集積や研究、分析を行う。	・令和3年度：「新しい生活様式」に即した環境要因の変化（室内換気に伴う温度・湿度の変化やマスクの着用等）による熱中症発症への影響についての研究。 令和4年度：コロナ禍における熱中症治療・予防における新規エビデンスの集積に係る研究【厚】【再掲】	P37
	○熱中症による死亡者数をより早期に公表できるような取組を検討する。	・東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】【再掲】 <令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人>	P62
	○死亡者が発生した際のエアコンの設置・稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を把握する。	・東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】【再掲】 <令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人>	P62
第5. 推進体制及び行動計画の見直し			
1. 推進体制			
2. 行動計画の見直し			
		・これまで関係省庁局長級の会議であった熱中症関係省庁連絡会議を令和3年3月25日に環境大臣を議長とする「熱中症対策推進会議」に改め、同日、同会議	P68

		<p>にて「熱中症対策行動計画」を策定し、関係府省庁の緊密な連携の下、総合的かつ計画的な熱中症対策の推進を図る。【関係府省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策推進会議、熱中症対策推進会議幹事会の開催【関係府省庁】 	P68
--	--	--	-----

※府省庁名の凡例

内官：内閣官房	内：内閣府（防災担当）	消：消防庁	文：文部科学省	ス：スポーツ庁	厚：厚生労働省
農：農林水産省	経：経済産業省	国：国土交通省	観：観光庁	気：気象庁	環：環境省